

3 1 - 2 (3)



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

【公文書不存在通知】R1年7月1日のJRTとの対応を記録した文書

総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>

2023年8月30日 17:58

To: KazuyaNomura <webpbi@gmail.com>

野村 一也 様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。

理由を記載していただきありがとうございます。これを続けることで口論していた時のように論点がずれることは少なくなるかと思えます。

もう少し具体的に説明してほしいのですが、理由1の「公文書保存関連の各種規定に違背する」とありますが、規定の名称と何条のどの部分に違背するのでしょうか？

理由3の「町長らに有利なアリバイとなるもの」とは2つの記録でどのように有利なアリバイができるのでしょうか？野村さんの推察で構いませんので教えてください。

理由4の「意図的に作成しなかった」ことでどのようなことが考えられると野村さんは推察しているのでしょうか？

なお、文書開示は制度に則って決定通知および開示していますので、担当者の説明は、面会（人に会うことを指します）形式ではなく、文書で質問いただければ可能な限り文書で回答させていただきます。

説明を理由に同席を求めるのは、私から言えば「面会希望」と同じです。説明は会わなくても文書で可能です。感情的な口論にならずに質問・回答できるという意味では会うよりもお互いにとっていいのではないのでしょうか？

今日の13時26分に送った私のメールの質問部分を見落とされているようなので回答をお願いします。

〒048-1392 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

蘭越町総務課 主幹 坂野 孝洋

TEL : 0136-55-6831 FAX : 0136-57-5112

Email : soumuka@town.rankoshi.lg.jp

> 坂野殿

>

> 8月24日以降、坂野さんは、「面会への回答」にタイトルを変えて返信しました。

> しかしながら、論点がずれているので、この場所に整理します。

>

> そもそも私は「面会」など希望していません。

> 8月24日のEメールタイトルに、「面会」を織り込んだのは、坂野さんです。

> 8月30日のEメール本文に、坂野さんは、「野村さんの面会希望を副町長に伝えた」と記していますが、事実とは異なります。

>

> 私が坂野さんに8月24日以前の電話で伝えたのは、不存在という町の回答が、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚しているように見えない。また、全体の奉仕者として誠実かつ公正にその職責を遂行しているようにも見えないということです。その理由は以下のとおり。

>

> 1. 文書不存在、つまり、対応記録を録っていないことは、公文書保存関連の各種規定に違背する。

> 2. 金町長・山内副町長・小林教育委員長が口を揃える「雑談は記録しない」と主張する「雑談」には当たらない。

> 3. JRTとの協議が次のふたつしか存在しないことが、町長らに有利なアリバイとなるものしか記録しないことを推察させる。

> 1) JRTの自然公園法違反に対するJRTとの対応記録

> 2) 弁護士に契約書のリーガルチェックを依頼した記録

> 4.

> 町のと交渉が決裂した星野リゾート・U Tグループとの対応の記録の存在状況とくらべて、J R Tの対応記録はあまりにも少ないことから、町長らがJ R Tとの記録を意図的に作成しなかったことが推察される。

> 5. 公募提案にない全山貸し切り型のスキー場運営を町が認めることは、公募選定の存在価値を根底から否定するものである。

>

> 8月24日のEメールでも伝えた通り、係争中の内容は、名誉棄損等を不法行為とした損害賠償請求なので、今回の請求に関連していません。

> そして、私が求めているのは、当該文書開示における担当者の説明です。

>

> 1. 前述した背景から不存在を主張する根拠が不明確（証拠隠滅の疑い）

> 2. 文書取扱い責任者として、事務の適切に行われたか

[元のメッセージ非表示]